

## 公立大学法人宮崎県立看護大学教員選考規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 45 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「専任教員」という。）の採用及び昇任のための選考（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (選考会の設置)

第2条 選考は、原則として事案ごとに、学長が次の選考会を設置し、行う。

- (1) 一次選考会 候補者の書類選考を行うもの
  - (2) 二次選考会 一次選考通過者の面接による選考を行うもの
- (一次選考会)

第3条 一次選考会は、原則として次の各号に掲げる者をもって構成し、担任事案の審査に必要な期間存続するものとする。ただし、普遍科目又は専門基礎科目の専任教員を選考する場合は、当該科目の専任教員を2名とし、その他の科目的専任教員を1名とする。

- (1) 普遍科目的専任教員 1人
- (2) 専門基礎科目的専任教員 1人
- (3) 専門科目的専任教員 2人

2 一次選考会に会長を置き、互選によりこれを定める。

3 一次選考会長は、会務を総理し、会を代表する。

4 一次選考会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 一次選考会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (二次選考会)

第4条 二次選考会は、次の各号に掲げる者をもって構成し、担任事案の審査に必要な期間存続するものとする。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 一次選考会長

2 二次選考会に会長を置き、学長をもって充てる。

3 二次選考会長は、会務を総理し、会を代表する。

4 二次選考会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 二次選考会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (理事長への申出)

第5条 二次選考会長である学長は、選考結果を理事長に申し出るものとする。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に従前の規程により採用又は昇任の手続きを経て選考された者については、この規程により選考されたものとみなす。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。